



Title	引用論における所謂「準間接引用句」の解消：「話法」の論のために
Author(s)	藤田, 保幸
Citation	語文. 1996, 65, p. 37-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68889
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

引用論における所謂「準間接引用句」の解消

—「話法」の論のために—

藤田保幸

この稿は、筆者の引用論における「話法」についての所論に補注を加えるものである。

典型的な「引用」の表現としてこれまで主に考察されてきたのは、「米谷はおはようと言った」「中本は大変なことになったと思った」という文。文中引用句「(ト)」が述部と結びつく引用構文の表現であるが、以下で「話法」を論ずるにあたっても、引用構文の文中引用句の部分にもつばり注目して考察を進めていく。⁽¹⁾筆者は、こうした引用構文における「話法」の問題について、概略次のような考え方をとっている。

- ① 従来「間接話法」・「直接話法」という用語で一括して論じられてきた、「引用」における変容—非変容の現象は、多様で異質なものを含む。そこで、いったん「話法」という用語で一括することを避けたい。
- ② こうした変容—非変容の現象を生みだすのは、さまざまに次元での（引用構文全文の）「話し手」（引用者）の解釈の関与である。この点を強調し、引用に際しての「話し手」（引用者）

の解釈の関与という表現機構を、「話し手投写」と（広義に）呼び、「引用」における多様な変容—非変容の現象を「話し手投写」の所産とまず一括して位置づける。

③（広義の）「話し手投写」の所産としての「引用」における変容—非変容の現象について、これを、文法論の問題として扱えるものと、語用論的に扱うべきものとに区別する見方が必要である。

④ このうち、語用論的に扱うべきものは、「話し手」（引用者）のケース・バイ・ケースのさまざまな表現意図・解釈を介した、（狭義の）「話し手投写」による変容—非変容の現象として位置づけられる。現象を文法的規則性として記述することはできないが、その契機を語用論的に整理はできる。⁽²⁾

⑤ 一方、「話法」という用語は、文法論的に規則的現象として扱えるものについて用いることにしたい。「話法」には、「直接話法」と「間接話法」の二つが考えられ、その区別は、基本的に引用句「(ト)」において、引用されたコトバが伝達のムードを帯びたものと読まるかどうかによって決まる。⁽³⁾「話法」とは、「直接話法」と「間接話法」の対立より成る一つの文法力

テゴリーといえる。

以上、詳細は藤田（（九五））に述べた。日本語の「話法」をめぐつては、三上章（（九三））以来いくつかの考察がある。その展開を跡づける試みは別稿（藤田（未刊））に譲るが、筆者の以上のような所論は、そうした展開を念頭に置きつつも、新たな段階を目指したものである。

ところで、筆者の見方とは異なる注目すべき「話法」論を展開しているのが、鎌田修である。

鎌田の所論は、鎌田（（六三））（（六六））に示されているが、そこに見られるのは、「話法」を「直接話法」—「間接話法」と単に二分せず、文法的な観点からその中間もしくは重複的タイプを立てる考え方である。

こうした考え方は、文法的な区分として「話法」を「直接話法」と「間接話法」に二分する筆者の考え方とは対立するものである。

これをどう見るか、筆者なりの見解を示しておく必要があるだろう。この稿は、そうした問題につき私見を述べようとするものである。以下、まず鎌田説の要点を筆者なりの言い方で紹介する（用語・用例については主として筆者のものを用いる）。そして、その問題点を論じて、筆者の立場を闡明にしてみたい。

二

既述の如く、鎌田は「話法」を単に二分する見方をとらない。鎌田（（五六））では、

〔直接引用句〕

〔準間接引用句〕

〔間接引用句〕

の三分法の考え方方が示され、更に鎌田（（六六））では、

〔直接引用句〕
〔準直接引用句〕⁽⁴⁾

〔準間接引用句〕

〔間接引用句〕

と四つに区別する立場が示されている。このうち、問題となるのは、「準間接引用句」という考え方であるので、以下ではもっぱらこれについて論じる。（なお、鎌田の用語と筆者の用語はいさざかずれることもある。筆者は、「「ト」を（文中）引用句と呼ぶが、鎌田が、直接引用句等と呼ぶのは、「「ト」の「ト」に導かれる「」」の部分のみである。以下では、筆者の用語法で統一して述べ、鎌田の用語・叙述を引く場合は、「準間接引用句」等と、カギカッコを付すことにする。）

では、「準間接引用句」とは、どのようなものか？ 鎌田によれば、

「同じ引用句の中に第一の話者「註・引用されたコトバのもともとの話し手」と第二の話者「註・引用構文全文の話し手（引用者）」の視点が入り混じる」ものだという。具体的には、以下のよくな現象がそれだとされる。

よく知られているように、感情形容詞が基本形で言い切り述語に用いられる場合、一人称主語しかとれない。

- (1) — a 私はさみしい。
(1) — b *彼はさみしい。

鎌田の位置づけによれば、「『伝達文』("reportive sentence")」では、話者の感情を表わす形容詞、「あひこ」『やむる』『やみしい』

などは、「話者の視点からのみ使用可能である」ということである。

一方、同じく感情を叙述する述語でも、「～ガッティル」の形（仮に「感情動詞」と呼ぶことにする）では、三人称など非一人称主語がふつうである。

- (2) a ? 私はさみしがつていてる。
(2) b 彼はさみしがつていてる。

逆にいようと、「つまり、感情形容詞は、第一人称を主語にできるが、それ以外では、『がつていてる』を加えなければならないわけである」ということが一応できる。なお、願望表現の「～ンタタイ」↓「～ンタガッティル」にも、同様の使い分けが観察できる。

以上を整理すれば、次のような共起制約の関係が認められるということになる。

〔感情形容詞述語(～タ)イ〕――― 一人称主語(私)

〔感情動詞述語(～タ)ガッティル〕―― 非一人称主語(あなた・彼)
ところが、鎌田によれば、「この共起関係は、直接引用句のみに適用するが、間接引用句内では、全く逆のものになる」という。

例えば、「米谷」という男が、誰かに次のように言ったとする。

- (3) a 藤田がさみしがつていてる。

これを耳にした藤田自身が a の発話を引いて述べる場合に、もちろん直接話法的に b のようにもできる。

- (3) b 米谷は、藤田がさみしがつていてると言つた。

しかし、a を間接話法化して伝える場合、藤田が自分自身を指す「藤田」を自らの立場から代名詞化して引くと、次のようなことになる。

- (3) c * 米谷は、私がさみしいと言つた。

(3) d 米谷は、私がさみしがつていてると言つた。

「私」＝「藤田」の読みでは、c の文は不適格である。むしろ、d のような形が自然な間接化と感じられる。鎌田は、c のような場合、「私」が感情形容詞と共起しているのだから当然適格であるはずで、d は、「私」が感情動詞「～ガッティル」と共起して不適格になりそうなのに、実際は逆であるということを、大変興味深い現象として問題視する。

そして、d の引用句内の「私がさみしがつていてる」のような形について、「私」は全文の話し手（ここでは「藤田」）の視点に立った言い方、「さみしがつていてる」はもともとの話し手（ここでは「米谷」）の視点によるものと、鎌田は考へる。「つまり、一つの引用句の中に、全文の話し手（引用者）の視点とともにとの話し手の視点とが混在する言い方だ」というのである。⁽⁶⁾

(3) d のような場合、引用句の中に終助詞等が生起しない。強いて生起させると、

- (3) d * 米谷は、私がさみしがつていてるよと言つた。

混淆したねじれた表現とでもとらない限り、「私」＝「藤田」の読みができなくなり、意味が違つてしまふ。「～ト」の中に終助詞のような伝達のムードを担う要素が生じ得ない点で、d のような引用句は、明らかに間接話法である。しかし、右の鎌田の見方が正しいとすれば、もともとのコトバを改編・間接化して引く全文の話し手の視点に統一されたものではないという点では、純粹な「間接話法」の表現ともいえない。故に、このような表現を、「準間接引用句」と呼ぶのである。

共起制約というような文法的な観点から、直接引用と間接引用の

他に、「準間接引用句」のような話法表現のタイプを別立てしようとするのは、独自の見方だといえよう。

三

三一―1

以上が、「準間接引用句」をたてる鎌田修の所論の中心となる部分である。これをどう考えるべきか。
結論から言えば、筆者は、以上の論は、論理の展開の仕方からしても、事実の認識においても、誤りであると考える。以下に、その批判を述べる。

三一―2
まず、論理的に右の所論がおかしいのは、未検証の事柄を暗黙のうちに真とする前提に立って、論が組み立てられているという点である。

間接引用の引用句「「ト」において、「私がさみしがっている」（3）—d）というような、感情述語と人称主語との共起制限——「ガッテイル」は一人称主語をとらない——が一見守られていないような形が生じることを、鎌田は予想に反する興味深いこととだけとめる。そして、こうした事実について、「私」は、もとの文を間接化した全文の話し手（引用者）の視点からの言い方、「さみしがっている」は、もとの話し手の視点からの言い方であるとする。

「さみしがっている」は、本来共起制約からして「私」と結びつかないものだから、ここに現われていても「私」の視点（＝全文の話し手の視点）と相容れぬものであり、もとの話し手の視点によるものだとする論理である。従って、「視点が入り混じる」といつたよ

うな主張が出てくるのである。

こうして見ると、鎌田の立論においては、間接引用の「「ト」においても（どんな場合でも？）、本来は感情述語の主語に対する共起制約が成り立つべきものだと見方が暗黙の前提となっていることは、明らかである。そういう見方を前提とするから、右のような事実を殊更興味深いものとして問題にするし、また、現象の解釈においても、あくまでもそういう見方を前提に——つまり、「ガッテイル」は共起関係から「私」と本来相容れないものだということから——「視点が入り混じる」といった判断を下していると見ざるを得ない。

しかし、見落としてはならないのは、そもそも感情述語の主語に対する共起制約は、それが基本形で言い切り文の述語に用いられた時に認められる現象だということである。言い切り文でそうした制約が認められることは、事実である。しかし、間接引用の引用句内においても、やはり同じ共起制約が認められるだろうという保証は、どこにもない。間接引用の引用句「「ト」」は、それ 자체は文の一部分であって、言い切り文ではないのである。そうした共起制約があるはずだという見方を前提に間接引用句の問題を論じることは、実は未検証の事柄を前提に立論していることになる。結論の真理性は、保証されていないのである。

そこで、鎌田説の検証のために、少なくとも、その暗黙の前提にある事柄——間接引用の「「ト」」においても、感情述語の主語に対する共起制約が本来成り立つはずだと見ることが妥当か否かを検証する必要がある。そのためには、いったんここで、こうした「共起

制約」が何故に存在するのかという本質的な問題について検討することが大切だろう。

感情形容詞の場合、言い切り文の述語としては一人称主語しかとらない。しかし、それはあくまで、基本形言い切りの場合であって、周知のとおり、タ形では、こうした制約は解除され、非一人称主語もとれるようになる。このことは、問題の本質を端的に示している。

(1) — a 私はさみしい。

(1) — b *彼はさみしい。

(1) — c 彼はさみしかった。

形容詞のような静的述語においては、基本形は、現在時制の表現となる。従って、感情形容詞・基本形の言い切り文は、その発話がなされるその時点・その場面(「発話の場」)での、リアルタイムの心内感情の報告となる。しかし、ある時点・ある場面でリアルタイムに直接知り得るのは、自己の内面以外にあり得ない。他人の内面をリアルタイムにぞき見ることはできないのである。それ故、感情形容詞・基本形の言い切り文の主語としては、その発話者自身を指す一人称主語しかとることができないのである。

これに対し、感情動詞(「～ガッティル」)の場合、確かに一人称主語は不自然な印象がある。

(2) — a ?私はさみしがつていてる。

(2) — b 彼はさみしがつていてる。

「～ガッティル」は、「～テイル」形の状態表現といえるものであり、静的述語である。従って、現在時の感情をいう状態表現といえる。しかし、「～ガッティル」は、感情表現ではあっても、感情

をいわば外的な様子としてとらえて述べる間接的表現である。(例えれば、手許の『新選国語辞典 第七版』(小学館)では、感情動詞をつくる「～がる」を、「…と思つてゐるようすを示す。ふりをする」と説明している。)しかし、ある時点・ある場面(「発話の場」)では、発話者は、自分自身の感情であれば、リアルタイムに直接把握して報告できる。それを、わざわざ間接的な迂遠な言い方で述べることは、自然ではない。それ故、「～ガッティル」は、一人称の「私」を主語としてある時点・ある場面での発話者自身の感情を述べるものとしては使いにくいのである。

もつとも、次のように、自分自身を客体化し、それを説明するような言い方では、一人称主語も自然にとれる。「～ガッティル」は一人称主語をとらないといった共起制約も、決して絶対ではない。

(4) よくよく考えてみると、私は、清実と会えなくなつたことをさみしがつていてる。これは事実である。

以上のようにみてくると、発話がなされるある時点・ある場面(「発話の場」)で、リアルタイムに報告できる心事は自己の内面のみであり、自己の内面の感情なら迂遠な言い方をしなくともリアルタイムに直接報告できるということが、こうした感情述語の人称主語との共起制約を生んでいるといえる。つまり、こうした「共起制約」は、その文の「発話の場」と結びついたものなのである。

三一四

だとすると、こうした「共起制約」は、間接引用の引用句には、もともと考えられないものである。なぜなら、もとの「発話の場」の秩序を再現して二重の「場」を形づくる直接引用の引用句に対し、そうしたものとの「発話の場」の秩序が改編されて地の文に従属する

ものとなつたが、間接引用の引用句だからである。例えば、次の a

の「ト」は直接話法であり、bはaを間接話法化したものである。

(5) — a 昨日（4日）真吾は、「明日、伊賀上野へ行きます」と

言つた。

(5) — b 昨日（4日）真吾は、今日伊賀上野へ行くと言つた。

aの場合、「明日」は、5日を指す。地の文の「昨日」が4日だからといって、6日ではない。つまり、直接引用では、地の文とは別の、引用されたコトバが発話された時点・場面での秩序が、地の文の秩序とは別に生きている。いわゆる「場の二重性」である。しかし、間接引用のbでは、同じ5日のことを、地の文の「昨日」に

対し「今日」と、同じ時間の秩序づけにのつた言い方で表わす。こちらば、もとの「発話の場」が解消されて、引用されたコトバが地の文と同じ秩序づけに改編されているといつてもよい。つまり、「場」は、全文の発話の時点・場面の秩序に従つた一重のものとなつてゐる。このように、間接引用の引用句においては、もとの「場」が消えているわけだから、そのもとの「場」と結びついた「共起制約」などあり得ないのである。

「共起制約」がもともとないのだから、「私」と「ガッティル」が相容れないものと考える理由はなく、従つて、別々の視点による言い方だとする論拠はないはずである。逆に言えば、「私がさみしがつてゐる」のような間接引用形も、引用に際し「私」という間接的な言い方がとられるとともに、「ガッティル」という言い方も全文の話し手によって選びとられたものだから、ともに同じ全文の話し手の視点によるものと言つてもいいはずで、その点通常の間接引用と何ら変わりなく、特別視する必要はないのである。

三—5

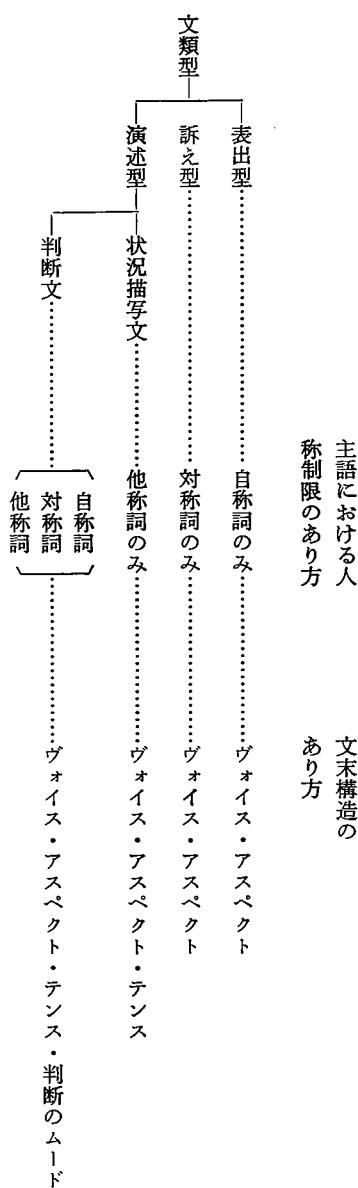
更に、事実の認識においても、鎌田の観察は、むしろ大切な事実をおさえられていない。すなわち、鎌田は、先の(3)のような例で間接引用形が「私がさみしい」とならないことを予想に反することとうけとめる。その論理の誤りは、前節まで述べたとおりだが、また、これを「さみしい」と変えるわけにはいかない理由もある。ある種の意味が全く違つてくるからである。

この点を考えるために、ここで文の類型的意味という事柄に目を向ける必要がある。

(6) — a 私はさみしがつていてる。

これまで問題にしてきたこの二文は、文表現のタイプとしても異なるものである。aは発話者自らの内面を主体的に表出するものであるのに対し、bは事柄を対象的にとらえて客観的に叙述するものである。従つて、例えばbは、「さみしがつていた」としても事柄の客体叙述という点では変わらない——つまり、テンスの分化するタイプの文であるのに対し、aを「さみしかつた」とすると、内面の主体的な表出ではもはやなくなる（だから、「彼はさみしかつた」と非一人称主語もこれ）。aのような文は、従つて、テンスの分化しないタイプの文である。文の表現のタイプの違いは、このように文の文法性にもかかわつてくる。こうした文の表現のタイプ（表現類型）については、さまざま論があるが、もつとも代表的なものとしては、仁田義雄の研究があげられよう。次にその考え方をまとめた表をひいておこう。

〔表 文の表現類型(仁田義雄による)〕



これによれば、aの「私はさみしい」は表出型、bの「彼はさみしがつていてる」は演述型（判断文）ということになる。

ところで、こうした文の表現類型も、文の表現性／つまり広義に
は意味の問題だと考えられる。そうした意味の別は、一応これらの
例では述語用言によって決まるとみられるので、基本的に述語が
担うものと考えてよいだろう。つまり、aにおいては表出タイプの
意味が「さみしい」によって担われ、bにおいては演述タイプの意
味は「さみしがつている」によって担われているというわけである
こうした意味を「類型的意味」と呼ぶことにする。

意味が「さみしい」によって担われ、bにおいては演述タイプの意味は「さみしがつてある」によって担われているというわけである。こうした意味を「類型的意味」と呼ぶことにする。

そして、注意すべきは、これを逆に見ると、「さみしい」の形は表出タイプの意味を担い、「さみしがつてある」の形は演述タイプの意味をもっぱら担うものであって、それ以外のタイプの意味を表わしにくいということである。つまり、これらは、基本的に一つのタイプの意味表示専用なのである。しかし、一つの形が、場合によ

り異なった類型的意味を担うことが少なくない。例えば、「行く」は、次のとおり、aでは意志表明の表出タイプの意味、bでは事実叙述の演述タイプの意味を託されているものといえよう。

(7) — a よし、私がそこに行く。
— b あすの便で、山本は中国に行く。

三一

さて、以上に文の類型的意味について見てみたが、この稿での問題に関連して、こうした類型的意味と引用表現のかかわりについて注意すべきことがある。すなわち、述語に託されるこのような類型的意味は、間接化に際しても残ると見られるのである。例えば、次のような例を見てほしい。

(8) 中畠「よし、わかった。そこには私が行く」
中畠氏は、そこには私が行くと言った。
(8) a
b
c 中畠氏は、そこには彼が行くと言った。

aの「中島氏」の発話を直接引用したのが、bである。「行く」

は、意志表明の表出タイプの意味を表わしているといえる。このbの引用句を間接化したものとして、cのような言い方が可能である。この場合も、述語の「行く」は、「行く」という意向の表現であると解されるから、表出タイプの意味を相変らず維持している。間接化されたところでも、文のタイプとしての意味は残るのである。

文の表現類型と伝達のムードは、密接に結びついたもののように考えられるがちである。しかしに、間接引用では、引用されたコトバから伝達のムード的要素は失われる。それでもなお、類型的意味は残るとする観察は、そうした通念からすると抵抗がなくもないが、以上とのおり、文の類型的意味と伝達のムードとは、切り離し得るものなのである。そして、そう考えれば、次のような言い方も、混淆などといわないでも、あり得る間接引用の形として理解できる。

(9) — b 僕が行けということだから、……

〔日本文法事典〕「話法」の項〔仁田義雄執筆〕より)

三—7

以上の観察をふまえて、この稿の問題に立ち帰れば、先の(3)のような場合、「藤田がさみしがっている」を藤田自身が間接引用する際、「私がさみしがっている」とせず、「私がさみしい」とすることはできないということは明らかである。「さみしがっている」はもっぱら演述タイプの意味を担う形であり、「さみしい」は表出タイプの意味を担う形である。間接引用の引用句でもそうした類型的意味が維持される以上、「さみしがっている」を「さみしい」とした

のでは、類型的意味が全く違ってきて不適切となるのである。

「さみしがっている」は、やはり「さみしがっている」と引かなければならぬのである。そういう趣旨の鎌田説批判は、既に砂川(五六六)に見られるが、そこでは、ダイクシス転換に伴つて「さみしがっている」が「さみしい」と変えられない理由づけが、なお十分でなかつたようと思える。ここでは、その点を掘り下げてみたものである。

そして、くり返すなら、「藤田がさみしがっている」が当人によつて間接化されて引かれれば、「私がさみしがっている」となるのが当然なのである。それは、何ら特別視する必要のない、あたりまえの間接引用の形と考へてよいのである。

三—8

鎌田は、感情述語と人称主語の共起制約の内実を問うことなく、それを形式的にバタン化して扱ううちに、無意識に錯誤に陥って、それを暗黙の前提として立論し、そして「準間接引用句」なるファンクションを生み出してしまっている——大変失礼な言い方かもしれないが、筆者にはそのように思える。以上では、その論理の構成と事実のとらえ方の問題点を論じてみた。

「準間接引用句」なる概念は解消すべきで、「直接話法」と「間接話法」というとらえ方で文法カテゴリーとしての「話法」は十分であるというのに、筆者の見方である。

四

「準間接引用句」に関する鎌田の所論について、今少し述べて

おきたい。鎌田は、以上その他、受給動詞などのダイクシス述語の文を引いた場合についても、「準間接引用句」がみとめられるとする。

ここでは、鎌田が例をあげて論じている「やる」「くれる」の場合について検討しよう。

鎌田は、「共感 (empathy)」などの要素を除いた状況では、『やる』『くれる』は次の様に使われる」として、次の例をあげる。

(10) — a 私が子供にお金をやる。

(10) — b *君が子供にお金をやる。

(10) — c *子供が私にお金をやる。

(11) — a *私が子供にお金をくれる。

(11) — b 君が私にお金をくれる。

(11) — c 子供が私にお金をくれる。

そして、『やる』は、第一人称を主語とし、第二・三人称を間接目的語にする。『くれる』はその逆で、第一・三人称を主語とし、第一人称を間接目的語にする」とパタン化してとみえる。かなり強引な一般化のように思える——そもそも、"empathy" のことを別にしてこのようないい問合せが考へられるのだろうか——が、こうした共起制限があると主張したうえで、これが間接引用される際には、「やる」と「くれる」の書き換えが義務的でないとする。つまり、次のようなことである。

(12) — a 息子「お金を親父にやるよ」
(12) — b — a を父親当人が引いて、

息子が、お金を私にやる／くれると言っていた。

「私に」という一人称の間接目的語に対しては、共起関係からして、「くれる」と改めなければならないはずなのだ、「やる」のまま

でも不適格にならない。次の(13)は、その逆の例で、「くれる」のままで不自然ではない。

(13) — a — 近所の子に

息子「親父がお金をくれるよ」
— b を父親当人が引いて、

息子が近所の子に、私がお金をやる／くれると書ひていた。

全文の話し手を指す「私」に対して、共起関係からすると一見おかしい(13) — b の「やる」や(13) — b の「くれる」は、もとの話し手の視点からの言い方で、これらは視点の混在した「準間接引用句」であるという主張である。そして、この「やる」「くれる」を述語とする場合には、間接化に際して相互に書き換えは任意で、「準間接引用句」の形とともに、共起関係（従って視点）において矛盾しない「間接引用句」の形も両方可能だとしているのである。

四一2

既に明らかかなように、ここでも鎌田は先と同様の論法で、通常の文表現における共起関係を、間接引用の引用句でも成り立つべきものとし、そのことを前提にして、それを逸脱した「準間接引用句」が現われると主張する。けれども、そうした共起関係が間接引用の引用句で成り立つはずのものと考へてはたしてよいのだろうか。仮に、鎌田の言うような共起関係の整理をいったん認めるとしても、これがこのようになるのは何故なのかな？

「私（一人称）ガ、君・彼（二・三人称）ニ—「やる」
君・彼（二・三人称）ガ、私（一人称）ニ—「くれる」

受給動詞については、従来さまざまなる研究がなされているが、畢

竟右のような共起制約的傾向が生じることも、本質的には、共感度の問題と考えられる。すなわち、こうした動詞を使って通常の文表現を形成した場合、「やる」ではガ格に、「くれる」ではニ格に、共感度（つまり、その文の話し手にとっての自己同化のしやすさ）の高い項目がくるという制約がある。そして、話し手にとって最も自己同化しやすいのは、自己そのものであるから、ある時点・ある場面（つまり「発話の場」）においては、「やる」のガ格及び「くれる」のニ格に立つものとしては、その文を生み出す話し手自身をそ

の「場」において指示示す「私」が最優先となるのである。
ここで注意すべきは、ある文の「発話の場」において、その文の本来の話し手にとって最も自己同化しやすい自分自身を指すのが「私」であることから、こうした共起制約的な傾向がある。換言すれば、こうした共起制約的な傾向は、「発話の場」と結びついたものだということである。従って、それが間接引用されて「発話の場」から切り離されたなら、そうした共起関係が生まれる必然性はなくなってしまう。もとの「発話の場」の秩序が捨象された間接引用の引用句の中で、こうした共起関係を前提に考える論法自体が、妥当なものではない。

「お金を親父にやるよ」の、親父自身による間接引用の形として、「お金を私にやる」は、別段特別のものというべき理由はない。通常の間接引用の形と考えて十分なのである。

四一三

のみならず、鎌田が正当な間接引用の形とみなしている、動詞を書き換えた形の方が、かえって特別の言い方とみるべきもののようにある。

鎌田は、間接引用に際しては、「やる」「くれる」の書き換えは任意だとするが、実は、書き換えられない例がしばしば見られる。

(14) — a 息子「はした金を親父にやつたぜ」

(14) — b — aを父親当人が間接引用して

息子は、はした金を私にやつたと言っていた。

(14) — c — 同右

?息子は、はした金を私にくれたと言っていた。

「やる」「くれる」などの受給動詞は、恩恵授受の意味があるが、書き換えが可能なのは、もともとの話し手の用いた恩恵授受の意味に、引用者も得心している場合である。(14)の場合、「息子」の言葉を引く父親としても、「はした金」を与えられたところで恩恵とは感じられないだろう。それ故、(恩恵ヲ与エル)含みの「やる」を、自らの立場に即して(恩恵ヲ受ケル)含みの「くれる」に書き換えることはしない。そうした書き換えた形は、この場合の父親の引用の仕方としてはおかしくなるのである。
ちなみに、「やる」「くれる」は補助動詞としても使われるが、同様の傾向がある。

(15) — a 「おまえに加勢してやる」

(15) — b — aを間接引用して、

ヒゲの男は、私に加勢してやる／くれると言った。

(16) — a 「おまえに反対してやる」

(16) — b — aを間接引用して、

ヒゲの男は、私に反対してやる／くれると言った。

有難くない場合、つまりアイロニカルな「くてやる」の用法などは、書き換えられない。

つまり、こうした書き換えは常に可能ではないのであり、言い換えれば、特定の場合にしか許されないともいえる。ということは、これを以って正当な間接引用の形とすることが不自然であり、考えれば既述のとおり根拠もない。むしろ、動詞が書き換えられない形の方を正当な間接引用形とみるべきである。

間接引用に際しての「やる」「くれる」の書き換えは、筆者の見るところ、引用者の解釈による副次的な任意の書き直しであり、文法的な「話法」の問題というより、「話し手投写」による)ケース・バイ・ケースの変容現象であつて、むしろ語用論的に扱うべきもののように思われる。

四—4

ところで、右にも少しふれだが、「やる」「くれる」には、恩恵授受の意味にかかる含みがある。例えば、次のような発話があつたとする。

(4)—a 米谷 「藤田に金をやる」

この発話には、「藤田に金を与える(ソノコトデ、藤田ニ恩恵ヲ与エル(有難ガラレテ然ルベキコトヲスルノダ))」といった、話し手(米谷)の、自らの行為についての評価的な判断の含みが加わっているといってよいだろう。それを間接引用した次のbは、そうちしたものとの話し手の評価的な含みも含めて、もとの文の内容を再現したものということができる。

(4)—b ——藤田自身がaを引いて、

米谷が、私に金をやると言った。

これに対し、次のように「やる」を「くれる」と改めた場合、これは、「米谷」の行為について、引用者「藤田」自身が自分なりに

解釈・評価を加え直して、「藤田(自分)に米谷が金を与える(ソノコトデ、藤田(自分)ハ恩恵ガ得ラレル(有難イコトダ))」といった評価の含みを添えるものといえよう(従つて、そうした評価ができない場合は、書き換え不可)。

四—c

米谷が、私に金をくれると言った。

すると、もとの文の内容の再現という点では、厳密には違つてゐるのだから、もとの話し手の「視点」による表現が残つてゐる。これは、引用に際しての文意の解釈のし直し・変更なのである。

さて、(4)—bでは、もとの話し手の評価的な判断内容が加味されてゐると述べた。であるなら、もとの話し手のものの見方が生きているのだから、もとの話し手の「視点」による表現が残つてゐるのだという見方になるのだろうか? もちろん、そうした考え方は妥当ではない。

間接引用に際して、もとの話し手の評価的な判断内容が再現されるのは、むしろあたりまえのことである。例えば、

(18)—a 北村 「昨日半日、藤田の奴と無駄話ををしてたんや」という発話を、藤田本人が引いたとする。藤田自身は、無駄話と思つていなくとも、北村氏の言つた言葉の内容を提示するのであるから、あつうは北村氏の「無駄話」という判断・評価の加わった言ひ方もそのままに引用する。

(18)—b 北村さんは、昨日半日私と無駄話をしたと言つてただろ

う。

もとの話し手の評価・判断が加わつていて「視点」の混在という見方がなされたとしたら、強く割り切つて言うと、(18)

—bのような事例まで含めて、視点の入り混じりというのと大差ないものと、筆者は考えている。しかし、実際にそんな見方がなされかねないのである。一つには、「視点」という用語自体が、さまざまに使われて多義的であることが、問題を混乱させている。

五

それでは、「話法」に関して問題となる「視点」とは何だろうか？その点について答えるには、文法の問題としての「話法」の本質について今一度考えておく必要がある。

「直接話法」と「間接話法」の違いを、文中引用句「「ト」内⁽¹⁾引用されたコトバが、伝達のムード的なものを帶びたものと読まれるか否かの違い」とした。

では、伝達のムード的なものを帶びるとはどういうことなのだろうか？伝達のムードとは、ある時点・ある場面での発話者の聞き手めあての心態（の言語的表われ）である。この伝達のムードを帯びるということは、その文がある「発話の場」で実際に発せられたことをうかがわせるものといえる。

ところで、文はある「発話の場」における一回的な発話の所産であるから、ふつうは一通りの伝達のムードを全体として帯びるだけである。しかし、文の一部分のみが、全体とは別の伝達のムードを帯びているとしたらどうなるのか？全体の構成素材としての部分は、全体に先行するはずだから、文の一部分のみが全体とは異なる伝達のムードを帯びていると読めるということは、それが先行する別の「場」で発話されたものであることを保証する徵証となる。

全文に先行してどこか別の「場」で発せられたとされる引用され

たコトバは、当然そのもともとの「発話の場」の秩序、つまり、その「場」でのもともとの話し手を中心とする時空の関係づけに即して構成されていると読まる。具体的には、人称詞・指示詞・時制表現など、B・ラッセル（Bertrand Russell）のいわゆる「自己中心的特定語」の指示対象の決まり方が、もともとの「発話の場」でもともとの話し手中心となり、地の文のそれとは別体系になる。これが、「場の二重性」である。発話者は（引用されたコトバのもともとの話し手であれ、それを引く全文の話し手であれ）、その文の「発話の場」での、そうした「自己中心的特定語」の指示内容決定の中心であり、それがいわば「定點」となって、文表現の秩序が決まる。

筆者は、「視点」という便利な用語を、その多義性故に避けてきたが、もし「話法」について「視点」の統一といったようなことをいうなら、以上のような発話者を中心とする時空の秩序づけについてうべきかと考へる。

そして、直接引用を含む文では、右のようにそうちた秩序が二重になるのに対し、伝達のムードを失った間接引用の引用されたコトバを含む場合、それは、どこか別の「場」で発せられたとの徵証を失って、もとの「発話の場」から切り離され、やむなく全文の秩序づけに従属させられてしまう。つまり、「場の二重性」を失って秩序が一重になるのである。

文法的な規則性としてとり出せる「話法」の現象の本質はそんなところにあると、筆者は考へている。

六

この稿では、鎌田修の「準間接引用句」という考え方を批判的に検討することを通して、いくつかの事実にふれ、また筆者自身の話法観を闡明するよう努めた。

もともと、筆者は、これまで他の論者の批判というようなことに無関心できた。論の微妙な相違点に拘泥して「様々な意匠」を争うより、言語事実そのものを見るこそ重視してきたからである。しかし、自身の「話法」の論をまとめる段階に至って、これまでの諸説を検討し、従うべきは従い、批判すべきは批判すべきとの必要を感じ、あえてこうした稿をまとめた次第である。もし不当な言辞があつたなら御海容を乞うとともに、さまざま御批正賜れば幸いである。

(一) 九九五・一〇・一〇稿

(1) 「話法」の問題は、基本的に「ト」について考ることで十分と思われるが、「自由間接話法」などの問題とのかかわりは、別に考える必要があるだろう。

(2) 例えば、次の a をとりついで b のように言つた場合、

(ア) — a 「おい、山本に聞いてみてくれ」

(イ) — b 「山本に電話しる」つて言つてるよ

ほとんどの言葉が変えられているが、これは、ほとんどの話し手の意図を引用者が解釈して、その場面により必要な情報の形に改めて示したものとのえいる。こうした変容現象は、文法の問題として規則的な形でとらえることは難しいケース・バイ・ケースの出来事であるが、その契機を語用論的に記述・説明はできる。

(3) 例えば、次の a の場合、「私」「真吾」の直接話法読みと「私」、「全文の話し手」の間接話法読みの両方が可能であつて、両義的で

ある。

(イ) — a 真吾は、私が正しいと思った。

しかし、次のように終助詞が加えられて引用句の中に伝達のムードがはつきり出ると、読みは、「私」=「真吾」の直接話法読みしかなくなってしまう。

(イ) — b 真吾は、私が正しいぞと思った。

一方、次のように終助詞が出てくることがなく、伝達のムードが生起できない引用句内では、読みは、「私」=「全文の話し手」の間接話法読みに決まってくる。

(イ) — c * 真吾は、それが正しいなど知った。

(イ) — d 真吾は、私が正しいと知った。

(4) 以上の事実からもうかがわれるよう、引用句「ト」における直接話法と間接話法の別は、引用されたコトバが「有形無形」にかかるわらず、伝達のムードを帯びたものと読まれるかどうかで決まる。なお、「準直接引用句」とは、次のようなものをいう。

(カ) — a 彼は、そこに行きたいなど言った。

(カ) — b 彼は、そこに行きたいと言つた。

a の引用句を比べた場合、鎌田は、後者は直接話法であつても書き言葉的で「劇的効果」とはどういうことか、明確な定義がないが、どうやら、a の「行きたい」

に比べて b の「行きたい」の方が、実際に発話されたらしいリアリティに乏しいという点を問題にするらしい。「劇的効果」を欠く b の方は、直接話法としても完全とはいえないでの、「準直接引用句」として区別するという。

しかし、そうした区別は文体論的な問題であろう。もっぱら文法論的観點から「直接引用句」「準間接引用句」「間接引用句」を立てようとすることと並べて、文体論的観點からの区別といえる「準直接引用句」を立てるることは、次元の混同のようと思える。少なくとも文法論的ではないものとして「話法」を考える筆者の立場からは、必要な区別ではない。

(5) 「準間接引用句」については、鎌田(五六)の方が詳しいので、以下、必要な所見の引用はこちらに拵る。

(6) 鎌田はあげていないが、次の a を間接化して引いた場合、b のような言い方が可能で、これも「共起制限」に一見反する形である。

(1) — a 中畠「私の方がそこへ行きたいよ」

(1) — b 中畠氏はその時、彼の方がそこに行きたいと言つた。

鎌田の見方に従えば、これも「準間接引用句」ということになる。 (もちろん、筆者は、後述のとおり、そうした区別を非とし、これもあつうの間接話法の形と考える)

(7) これに関しては、仁田(一九五〇)以下研究が重ねられ、近くは仁田(一九六二)に整備された形が示されている。ここでは、もとの整理に拠つた。この稿の限りでは、これで十分と思う。

(8) 「私はここでさみしがつていてる」という意向表現や「(おまえは)そこでずっとさみしがつていてる」のよう命令表現は、よほど特殊な状況でなければ無理である。また、「さみしい」は、場所のあり様を述べる状態形容詞として使うこともあるが、それは裝定用法(ex. 「さみしい場所」など)があつたから。

(9) こうした類型的意味は、用言が文(引用されたもの)を含む)において、述語の位置に立つことによって託されるものとみられる。奥田靖雄流に言えば、"文の中ではたす機能にしばられた意味"といふことにならう。

(10) 砂川(一九六八)の注⁵ (90頁) 参照。
(11) 「伝達のムード」を担う終助詞・間接助詞などの他、「聞き手」への敬意表現とされる「です」「ます」なども、話法決定に同様の役割をはたせる。

【参考文献】

三上 章(一九七〇)『現代語法序説』刀江書院[→復刊(一九七三)] くろしお出版

ラッセル B. 「毛利可信訳」(一九七〇)『意味と真偽性』文化評論出版
仁田義雄(一九六〇)『語彙論的統語論』明治書院

——(一九六〇)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
鎌田 修(一九六二)『日本語の間接話法』(『言語』12—9)

——(一九六二)『日本語の伝達表現』(『日本語学』7—9)
砂川有里子(一九六〇)「引用文の構造と機能(その2)——引用句と名詞句をめぐつて——」(『文藝言語研究』言語篇) 14)

藤田保幸(一九五七)「引用論における話し手投写の概念」(『宮地裕・教子先生古稀記念論集』日本語の研究 明治書院)

——(未刊)「話法論の系譜」

【付記】

この稿は、藤田(未刊)の一部として準備したものを、独立させて一篇としたものである。また、この稿の前半の内容は、平成七年十月初に三重大学人文学部に集中講義で出講した際、講じたものであるが、受講生諸君の反応には、大いに力づけられるものがあった。

未筆ながら、山口堯一先生には、教養部において「国語学S」の講義を受講させていただいた。十七、八年前、イ号館のイ44講義室のことであった。以来の学恩に対し、拙いながら一編を草し、御礼申し上げる次第である。

——滋賀大学助教授——